

# 青森県報

第三千二百四十七号

平成二十二年  
六月九日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一

### 公告

建設業者の許可の取消し……………(東青地民局警本課) ……一  
県有財産の売却に係る一般競争入札……………(警察本部) ……二

右 同……………(東青地民局) ……三  
右 同……………(同) ……四  
右 同……………(同) ……五  
右 同……………(同) ……六

### 出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(東青地民局) ……七

### 教育委員会

平成二十二年教科書展示会の時期及び場所……………(学校教育課) ……七

## 告示

青森県告示第四百一号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の一の二二四
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

青森県告示第四百二号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の一の二二四
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

## 公告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社タイセイ

二 代表者の氏名 長谷川 哲哉

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字玉川二六二の九

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一二二八四号

五 取消年月日 平成二十二年五月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年五月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

地	備	土	所在地	地目	地積
		五所川原市大字米田字八ッ橋一七五の七	宅地	二六〇・一〇平方メートル	
考		非線引き都市計画区域で用途地域の指定無し、指定建ぺい率七〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント			

物	建	所	在	地	構造	延	面	積
五所川原市大字米田字八ッ橋一七五の七					木家建	八一・五六	平方メートル	

二 予定価格

二百五十五万五千元

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

五所川原市大字米田字八ッ橋一七五の七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

五所川原市字栄町一〇

青森県五所川原合同庁舎 三階B会議室

2 日時

平成二十二年六月二十八日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十二年六月十四日午前十一時から、五所川原市大字米田字八ッ橋一七五の七において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物件の売却

物 建				地		土	
所 在 地				備 考		所 在 地	
五所川原市みどり町六丁目一				非線引き都市計画区域、第二種低層住居専用地域、指定建ぺい率五〇パーセント、指定容積率八〇パーセント		五所川原市みどり町六丁目一	宅 地
鉄骨造平家建	鉄骨造平家建	木造平家建	木造平家建	延 面 積	四七二・五四平方メートル	地 目	積
四・八四平方メートル	四・八四平方メートル	一一八・一一平方メートル	三一・三四平方メートル				

二 予定価格

五百四十一万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

五所川原市みどり町六丁目一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

五所川原市字栄町一〇

青森県五所川原合同庁舎 三階B会議室

2 日時

平成二十二年六月二十八日 午前十時四十五分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十二年六月十四日午後一時三十分から、五所川原市みどり町六丁目一において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物件の売却

物 建	地		
	所 在 地	地 目	地 積
五所川原市大字梅田字八橋一〇の一 一〇の一、一一の二地先	宅 地	宅 地	一七・八一平方メートル
		宅 地	一三八・三〇平方メートル
備 考	非線引き都市計画区域で用途地域の指定無し、指定建ぺい率七〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント		
木造 平家建	構 造	延 面 積	八三・二二平方メートル

二 予定価格

二百十九万六千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

五所川原市大字梅田字八橋一〇の一、一〇の一、一一の二地先  
売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

五所川原市字栄町一〇

青森県五所川原合同庁舎 三階B会議室

2 日時

平成二十二年六月二十八日 午前十一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十二年六月十四日午後三時から、五所川原市大字梅田字八橋一〇の一、一〇の一、一一の二地先において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七三三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物件の売却

物 建		地 土	
八戸市大字白銀町字三島上三九の一	所在地	八戸市大字白銀町字三島上三九の一	所在地
木造平家建	構造	宅地	地目
六六・六六平方メートル	延面積	一三三八・七五平方メートル	地積
		第二種住居地域、指定建ぺい率六〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント	備考

二 予定価格

千二百二十五万三千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市大字白銀町字三島上三九の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市城下一丁目一六の二五

八戸警察署 四階会議室

2 日時

平成二十二年七月二日 午前九時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十二年六月十六日午前九時から、八戸市大字白銀町字三島上三九の一において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二一一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

物 建		地 土	
八戸市白銀台二丁目一〇の一七	所在地	八戸市白銀台二丁目一〇の一七	所在地
木造平家建	構造	宅地	地目
五八・九八平方メートル	延面積	二五三・九九平方メートル	地積
		近隣商業地域、準防火地域、指定建ぺい率八〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント	備考

二 予定価格

八百四十五万五千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市白銀台二丁目一〇の一七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市城下一丁目一六の二五

八戸警察署 四階会議室

2 日時

平成二十二年七月二日 午前九時四十五分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十二年六月十六日午前十時から、八戸市白銀台二丁目一〇の一七において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物件の売却

物 建	地 所		備 考
	在 地	地 目	
むつ市川内町宿野部榎木平五六 の三九七	むつ市川内町宿野部榎木平五六 の三九七	宅 地	三三〇・六九平方メートル
木造平家建	延 面	積	一〇〇・二〇平方メートル

二 予定価格

七百七十九万二千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目八の一  
 青森県むつ合同庁舎旧館 二階小会議室  
 2 日時  
 平成二十二年七月一日 午後三時

七 入札保証金及び契約保証金の額  
 契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期  
 落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限  
 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十二年六月十五日午後三時から、むつ市川内町宿野部楢木平五六の三九七において現場説明を行う。

問い合わせ先  
 青森県警察本部会計課管財係  
 電話〇一七 七二三 四二二一

**出 先 機 関**

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を平成二十二年五月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年六月九日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

**教 育 委 員 会**

青森県教育委員会告示第五号

平成二十二年年度教科書展示会の開催時期、場所等を次のとおり定めただので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十一条の規定により告示する。

平成二十二年六月九日

青森県教育委員会

番号	教科書センター名称	展示教科書	所在地及び使用する施設の名称	管理責任者氏名	予備展示期間及び時間	法定展示期間及び時間
1	東青教科書センター	小学校 中学校 高等学校	青森市栄町一丁目一〇の二〇 青森市教育研修センター	三 上 雅 生	六月二日から六月十七日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から午後四時三十分まで	六月十八日から七月七日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から午後四時まで
2	同 今 別 分 館	小学校 中学校 高等学校	東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二 今別町立今別中学校 弘前市大字宮園一丁目五の一 弘前市立時敏小学校	木 村 ナ ナ		ただし、 北五教科書セ

10		9	8		7	6	5		4		3	
同 五 戸 分 館	三 戸 教 科 書 セ ン タ ー	八 戸 教 科 書 セ ン タ ー	同 大 間 分 館	下 北 教 科 書 セ ン タ ー	野 辺 地 教 科 書 セ ン タ ー	十 和 田 教 科 書 セ ン タ ー	同 深 浦 分 館	西 教 科 書 セ ン タ ー	同 小 泊 分 館	北 五 教 科 書 セ ン タ ー	南 黒 教 科 書 セ ン タ ー	
小 学 校	小 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校 高 等 学 校	高 等 学 校	高 等 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校 高 等 学 校	中 学 校	
三戸郡五戸町字天満後二二の一 五戸町立五戸小学校	三戸郡三戸町大字川守田字関根二五の一 三戸地方教育研究所	八戸市諏訪一丁目二の四一 八戸市総合教育センター	下北郡大間町大字大間字狼丁三七の二 大間町立大間小学校	むつ市桜木町一九の一 むつ市立大湊中学校	上北郡野辺地町字寺ノ沢四二の四 野辺地町立野辺地小学校	十和田市東三番町三六の一 十和田市立三本木小学校	西津軽郡深浦町大字深浦字寅平六二の六 深浦町立深浦小学校	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字久富二七 鰺ヶ沢町立舞戸小学校	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一 中泊町立小泊小学校	五所川原市大字新宮字岡田一六一 五所川原市立五所川原小学校	黒石市ぐみの木二丁目七七 黒石市立中郷小学校	
岩 間 和 章	友 田 博 文	戸 来 忠 雄	田 嶋 節 夫	奥 本 三 男	高 松 吉 道	小 向 秀 男	坂 本 寛	中 畑 耕 一	近 藤 秀 生	長 尾 孝 紀	阿 保 淳 士	
		五月三十一日から六月七日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から午後四時三十分まで 展示は小学校のみ	六月十四日から六月十七日まで及び六月十四日から七月十五日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から午後四時まで	六月十四日から六月十七日まで及び六月十四日から七月十五日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から午後四時まで				七月八日 午前九時から午後四時まで				
						六月二十九日、六月三十日及び六月三十日を除く。	三戸教科書センターは、六月二十一日、六月二十二日、六月二十三日、六月二十四日、六月二十五日、六月二十六日、六月二十七日、六月二十八日、六月二十九日、六月三十日を除く。	下北教科書センターは、七月一日を除く。	北五教科書センターは、七月五日を除く。	西教科書センターは、七月五日を除く。	館は、六月二十八日及び六月二十九日、六月三十日の午後を除く。	館は、六月二十八日及び六月二十九日、六月三十日の午後を除く。

（発行人・発行人）  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭